

社会保険等未加入対策について

平成 28 年 4 月

彦根市総務部契約監理室長

建設産業においては、年金、医療、雇用保険について、法定福利費を適正に負担しない事業者(社会保険等未加入事業者)が存在することから、建設業従事者への公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという状況が生じています。

このため、全国的に行政、建設業界など関係者が一体となって保険加入の徹底に向けて取り組んでおり、本市においても以下の対策を行うこととしましたのでお知らせします。

*社会保険等・・・健康保険、厚生年金保険、雇用保険

以下の取組は、法令等の規定により社会保険等の加入が適用除外となっている建設事業者を除きます。

I 元請企業への対策

1 社会保険等未加入事業者は入札参加資格者名簿に掲載しません。

平成 29 年度の入札参加資格審査申請において、社会保険等未加入事業者を排除し、建設工事等有資格者名簿には登載しないこととします。

入札参加資格者登録に必要な資格に以下の要件を追加します。

(1) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条の規定による届出の義務

(2) 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出の義務

(3) 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 7 条の規定による届出の義務

2 社会保険等の加入

(1) 加入状況の確認

社会保険の加入状況は、入札参加申請時に提出していただく、「経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書」(経営事項審査)の写しの記載によって確認します。

なお、「経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書」(経営事項審査)の発行後に社会保険等に参加し、保険料を納めている場合は、健康保険、厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)により確認します。

(2) 適用除外項目の取扱いについて

健康保険、厚生年金保険、雇用保険の加入については、適用除外となるケースがありますがこの場合は加入しているものとして扱います。

Ⅱ 下請企業への対策

1 社会保険等未加入の一次下請企業との下請契約を原則禁止します。

「一次下請企業」は、建設業許可業者のみを対象とします。ただし、建設業許可業者であっても社会保険等への加入が適用除外の者は対象外とします。

(1) 対象工事

市が平成 28 年 4 月 1 日以降に入札手続きを開始する工事のうち、下請総額が 3,000 万円（建築一式工事では 4,500 万円）以上の工事を対象とします。

(2) 対策内容

市工事の受注者（元請企業）が社会保険等未加入の一次下請企業との下請契約を行うことを原則禁止します。

(3) 市工事の受注者（元請企業）への措置

特別な事情がある場合を除き、社会保険等未加入企業と一次下請契約を締結した場合、受注者に対して入札参加停止措置および工事成績評定点の減点を行います。

＊特別な事情とは、当該下請契約を締結しないと工事の施工が困難となることが明らかであると発注者が認めた場合で、個別に判断することとなります。

なお、この場合においても、指定期間内に社会保険等への加入を義務付けるものとし、その期間内に加入しなかった場合は、上記の措置を行うこととなります。

2 社会保険等の加入

(1) 加入状況の確認は、受注者から提出された施工体制台帳等により行います。

(2) 二次以降を含む全ての下請企業について、社会保険等に未加入であることを確認した場合は、社会保険等の加入に係る指導等を行います。

指導にあたり指定した期間内に社会保険等に加入した報告がない場合には、社会保険担当部局（日本年金機構、地方労働局等）へ通報します。